

## 明海大学コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項に基づき、学校法人明海大学(以下「本法人」という。)の職員(以下「職員」という。)のコンプライアンス(法令を遵守すること)に関する事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 本法人は、コンプライアンスを職員の行動の基本方針とする。

(職員の義務)

第3条 職員は、前条の基本方針を踏まえ、法令を遵守して業務を遂行しなければならない。

(職員の法令違反行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自ら法令に違反する行為をすること
- (2) 他の職員に対し、法令に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法令に違反する行為を幫助すること

(拒否義務)

第5条 職員は、学内及び学外の第三者から法令に違反する行為の準備又は実行を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

(通報義務)

第6条 職員は、他の職員に第4条各号の一に該当する行為(以下「法令違反行為」という。)があることを知ったときは、速やかに監査・評価室に通報しなければならない。

- 2 監査・評価室への通報は、口頭、電話、電子メール、ファックス、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。
- 3 監査・評価室への通報は、匿名でも差し支えないものとする。
- 4 緊急を要するときは直接理事長に対し通報することができる。

(事実関係の調査)

第7条 監査・評価室は、職員から第6条第1項の通報があったときは、速やかに事実関係を調査する。

- 2 理事長は通報を受けたときは監査・評価室に事実関係の調査をさせることができる。
- 3 監査・評価室は、調査内容及び通報者の氏名その他通報者を特定できる事項を洩らしてはならない。

(理事長への報告)

第8条 監査・評価室は、事実関係の調査結果を理事長に報告する。

(中止命令)

第9条 事実関係の調査の結果、法令違反行為が存在することが判明したときは、理事長は、これらの行為を行った者に対し、中止を命ずることができる。

(懲戒処分)

第10条 本法人は、法令違反行為を行った職員を懲戒処分に付することができる。

(不免责)

第11条 職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令を知らなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 法人又は大学の利益を図る目的で行ったこと

(弁護士への相談)

第12条 職員は、自ら実行しようとしている事案が法令違反行為に当たるかどうかについて、あらかじめ本法人が指定した弁護士に相談することができる。

- 2 本法人は前項の相談を担当する弁護士をあらかじめ指定する。

(実行の中止)

第13条 前条の相談を行った職員は、相談についての回答があるまでは、相談した事案を実行に移してはならない。

2 相談した事案について、弁護士から法令違反行為に当たる又は当てるおそれがあると回答されたときは、その事実を実行してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 本法人は第6条に規定する通報又は第12条に規定する相談を行った者に対し、通報又は相談を理由に不利益な取扱いをしないものとする。ただし、これがため法令違反行為を行った者が第10条に規定する処分を免れるものでない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。